

ディスアビリティとは何か

——「不利益」の意味と位置をめぐって——

星加 良司

「ディスアビリティの社会モデル」は、障害者が社会的活動に際して経験する不利益であるディスアビリティの原因を社会の障壁に求める考え方として理解されている。本稿はこのディスアビリティ理解について、2つの水準で再考を迫るものである。第一に、ディスアビリティ理解において焦点となる「不利益」の原因を個人に外在的な社会の障壁に求めるのではなく、個人と社会との特定の関係性として捉える視角を提示する。第二に、個別の社会的活動における「不利益」に着目するだけでなく、社会生活全般における「不利益」の経験のされ方に焦点を当てることの必要性を主張する。

1 はじめに

「障害」とは何か。それはあまりに自明のことだと思われるかもしれない。問題なのは、それにどう対処するかであり、「障害」のある人をどう処遇するかであると言われるかもしれない。しかし、「障害」とは何かをめぐるといふ問いを含む1つの学問領域である障害学 (disability studies) が、現在一定の注目を集めるようになった⁽¹⁾。それは、「障害」をめぐってなされるいかなる実践的な取り組みも、「障害」についての適切な認識無くしては展開し得ないという理解が、この領域に関心を寄せる障害当事者や研究者の間で共有されてきたことの反映である。

本稿では、この「障害」をめぐるといふ問題のうちディスアビリティに焦点を当てる。ディスアビリティとは一般に、社会的活動に際して経験される不利益 (以下「不利益」) のことであると

され、個体の機能的側面に照準した欠損や不全であるインペアメントとは区別されるものとして理解されている⁽²⁾。この「不利益」としてのディスアビリティの原因を社会に求める「ディスアビリティの社会モデル (social model of disability)」(以下「社会モデル」) は、障害学の最も重要な成果の1つであり、いまや障害者解放をめぐるといふ言説において一般的に示される認識となった。そこでは、ディスアビリティの原因を個人の機能的特質に求める「ディスアビリティの個人モデル (individual model of disability)」(以下「個人モデル」)⁽³⁾が批判され、ディスアビリティを生み出しているのは社会であり、したがって社会の変革によってディスアビリティは原理的に解消可能なものであるとされる。例えば、次のような言い方がある。

それなら「障害者」に「問題」や「障害」を抱えこませた原因は、社会のしくみの側に

あるのだから、それを補填する責任が社会の側にあつて当然だろう。そのように社会の設計を変えるということは、「障害」を持った(持たされた)人がハンディを感じずにすむだけでなく、障害のない(と見なされる)人々にとつても、住みやすい社会となるはずだ(中西・上野 2003)。

この言明において焦点が当てられている「障害」とは文脈上ディスアビリティのことであり、ディスアビリティの原因が社会の側にあり、したがつてそれを解消すべき主体は社会であり、またその解消はすべての人にとつて望ましいということが主張されている。この種の主張は一見強力なものに見える。なぜなら、ディスアビリティ解消が可能でありしかもそれがすべての人にとつて望ましい結果を生むのなら、それに反対する合理的な理由は何もないからだ⁴⁾。しかし、本当にこのような言い方は妥当なのか。これが妥当だとすれば、現在ディスアビリティ解消に向けての営為を妨げているのは「非合理」な偏見のみなのか。そして、もしそうした言明が正確さを欠くものであるとしたら、どのような場合にディスアビリティ解消の望ましさを主張し得るのだろうか。

実はこのディスアビリティという社会現象の認識は、障害学の領域でも十分に進展しているとはいえない。そこで本稿の中心的な課題は、ディスアビリティ理解についての再検討を行うことである。本稿でこうした課題を設定するのは、従来のディスアビリティ理解は問題の焦点化に失敗していると考えからだ。その主要な難点は、ディスアビリティ現象を過度に一般化してしまう点にある。本稿で明らかにするように、「不利益」はあらゆるところに見出すことができるのだが、上の言明にも見られるように

障害者が経験する「障害」や「ハンディ」といった「不利益」がどのような意味で「問題」とされるのかについては無基準であるか、あるいは基準についての検討が不十分なまま放置されているのである。このことは、ディスアビリティの解消を目指す主張を「不利益をめぐる政治」に巻き込んでしまう危険性を惹起する。ここで言う「不利益をめぐる政治」とは、様々な主体が自らの経験する「不利益」についてその解消を求めて行う闘争のことである。この「不利益をめぐる政治」がディスアビリティ解消の主張に対して否定的に機能する局面については3節で詳述するが、その要点としては次の2点が挙げられる。まず、社会の変革によって解消し得る「不利益」は社会のいたるところに存在しその解消を目指す主張をすることは常に可能なのだから、「障害」の文脈におけるディスアビリティ解消の主張もその一部として相対化され得てしまう。また、「不利益」の質的な差異を問題にしなければ、ディスアビリティ解消の優先順位について論及することができず、結果としてより「重度」なディスアビリティが取り残されるということにもなりかねない⁵⁾。

このような点を踏まえて、本稿では、障害者の社会的経験を特徴付けている「障害」の重要な部分を占めるディスアビリティ⁶⁾を焦点化するための試論を展開する。そこではインペアメントとディスアビリティとの位相の区別を共有した上で、「不利益」としてのディスアビリティ理解に修正が加えられることになる。このことによって、ディスアビリティ解消の主張を「不利益をめぐる政治」から差異化されたものとして把握することが可能となるはずである。まず2節では、「不利益」としてのディスアビリティがどのようなものとして把握されてきたのかについて確認する。3節では、そうした従

来の理解の不適切さを指摘して、「不利益」についての新しい見方を提示する。4節では、それらを受けて、ディスアビリティを特有な経験として同定しようとする試みのうち、「不利益」の不当性に照準する議論について検討する。さらに5節では、ディスアビリティの同定のためのもう1つの可能性について言及し、若干の試論を展開する。

2 「不利益」としてのディスアビリティ

2-1 障壁と不利益

まず、「不利益」としてのディスアビリティがどのように把握されているのかを再度確認しておこう。「個人モデル」と「社会モデル」とはディスアビリティの原因論において鮮明な対照をなすが、ディスアビリティを「不利益」として捉える認識は基本的に共有されている⁷⁾。例えば、1980年に示されたWHO (World Health Organization、世界保健機関)の定義⁸⁾では、「インペアメントによってもたらされ、それぞれの性・年齢・社会文化的諸条件に応じた正常な役割遂行を制約・阻害する、個人にとっての不利益」(WHO 1980)とされている一方、1982年に示されたDPI (Disabled People's International、障害者インターナショナル)の定義では、「物理的・社会的障壁によってもたらされた、他者と等しいレベルで共同体の正常な生活に参加する機会の喪失や制約」(DPI 1982)とされる。

また、上記のことからも示唆されるように、「障壁」としてディスアビリティを捉える議論も「不利益」としての把握の1バージョンとして位置付けられる。ここでの「障壁」とは、社会的活動を妨げるもの、というぐらいの意味である。この「障壁」としてのディスアビリティ理解とは、例えば次のような把握である。

ディスアビリティとは、作為的、不作為的な社会の障壁のことであり、それによって引き起こされる機会の喪失や排除のことであり、だからディスアビリティを削減するための負担を負おうとしない「できなくさせる社会 disabling society」の変革が必要だと主張されたのである。(石川 2002: 26)

ここではディスアビリティの説明として「社会の障壁」と「それによって引き起こされる機会の喪失や排除」とが並置されているが、基本的にはDPIの定義に近い認識が示されているものと考えられる。すなわち、社会に存在する「障壁」が個人の経験する「不利益」の原因となっているということである。つまり、原因を何に求めるのかについては立場を異にするとしても、ディスアビリティを「不利益」として捉える認識は概ね共有されているのだ。障害者は駅利用の際、買い物の際、就職の際等、様々な社会的場面で「不利益」を経験することになるが、そうした個別の社会的状況における「不利益」の1つ1つがディスアビリティと考えられるのである⁹⁾。

その上で「社会モデル」は「不利益」の原因を社会に求めるのだが、では「社会モデル」はどのような文脈で主張され、どのような意義を持っていたのだろうか。次にこのことを確認する。

2-2 「社会モデル」のインパクト

「個人モデル」から「社会モデル」へのパラダイムシフトにはどのような意味があったのか。端的に言えばそれは、ディスアビリティの社会問題化に寄与したという点にあるといえよう。

まず「個人モデル」では、ディスアビリティ

の原因は身体的・精神的・知的機能不全であり、個人に内属するものとして捉えられている。手足が動かないこと、目が見えないこと、耳が聞こえないこと等々から直接「不利益」が生まれているというわけだ。したがって、これらへの対処策は、まず第一義的には、そうした機能不全を「治療」し、少しでもその機能を高めることであり、それが難しい場合には、そうした機能を補うための技法や振舞を障害者本人が身につけることであった⁹⁹。こうしたディスアビリティへの対処は、主に医療や教育の場でなされるものとされ、障害者研究もこれらの領域の中でのみ行われることとなった。

こうしたディスアビリティ理解に対して異を唱えたのは障害を持つ当事者であり、むしろ問題は障害者を取り巻く社会の側にあるという主張を展開した。手足が動かないことによって「不利益」を被っているのではなく、手足が動かないと困るような社会であることによって「不利益」を被っているのだと主張したのである。「社会モデル」の提唱者であるオリバーは次のように言う。

それ（「社会モデル」のこと、引用者注）はディスアビリティの問題を……広く社会の内に位置付けるのである。問題の原因となるのは、いかなる種類であれ個人的制約なのではなく、社会的組織において障害者のニーズを十分に考慮した適切なサービスと十分な保障を提供することに社会が失敗していることなのである。（Oliver 1996b: 32）

ここでは、個人と社会とを峻別した上で、ディスアビリティの原因を社会の側に求める認識が示されている。ディスアビリティとは個人の「制約」の問題とは無関係に社会から与えら

れるものと解釈されたのである。こうした認識は、日本で「社会モデル」が受容される際にも引き継がれ、例えば、「インペアメント／ディスアビリティ、つまり、身体／社会という二分法をとることで、問題の所在を明確化したのである。問われるべきは社会であり身体ではない、これが社会モデルの端的な主張である。」（倉本 2002）といった理解が一般的である¹⁰⁰。これを具体的な文脈に位置付ければ次のような言い方になる。

そもそも階段しか昇降手段がないこと自体が「異常」なのであり、決してその上り下りができない人びとが「異常」なのではない（倉本 2002）。

ここでディスアビリティは、個人の外部としての社会に内属するものとして認識されている。「個人モデル」が社会のあり方とは無関係な個人の属性にディスアビリティの原因を求めたのに対し、逆に「社会モデル」は個人の属性とは無関係な社会のあり方の方にディスアビリティの原因を求めた。そうすることで、ディスアビリティが障害者本人の抱える「問題」であるという認識の転換を図ったのであり、実践的にも社会変革に対して一定の有効性を持ったのである。

3 「社会モデル」の再定式化

3-1 社会原因論の単純な錯誤

このように「社会モデル」は、個人の外部としての社会に内属する障壁をディスアビリティの原因と捉える考え方として、理解され受け入れられている。いまやそれは障害学の領域では常識的なアイデアとなっているのだ。しかし、

少し考えてみれば、こうしたディスアビリティ理解が不十分なものであることは明らかである。

例えば、「社会モデル」の意義を説明する際に用いられる「障害者の村」の寓話について考えてみよう¹²。この村の住民の多くは車いすを使用する身体障害者であり、建物は彼らに適した仕方設計されている。そこでは少数派に過ぎない健常者は不便な生活を強いられることになり、車いす使用者によって排除されたり保護の対象とされたりする「障害者」になってしまう。さて、ここで示唆されているのは、ディスアビリティの原因は個人の側にはないということだ。社会を車いす使用者用に設計してしまえばもはや車いす使用者が「不利益」を経験することはなく、むしろ「不利益」を経験するのは健常者の側ということになるのだから、現行のディスアビリティを生み出しているのはとりもなおさず現行の社会であるというのである。これが「社会モデル」の主張を補強する論拠として用いられる。

ここまでは正しいとしよう。しかし、同じことは「個人モデル」を支持する立場からも言い得るのではないか。現行の社会は健常者にとっては「不利益」のない社会であり、「障害者の村」は車いす使用者にとっては「不利益」のない社会である。つまり、「不利益」が存在するか否かは、その社会の成員がどのような個人であるかに依存しているのであり、ディスアビリティの原因は個人の側にあるというわけだ。

以上のことから分かるのは、「個人モデル」も「社会モデル」も現象の一面をデフォルメして、まさに「モデル化」しているということである。「個人モデル」の場合それは無自覚的な「見落とし」であったろうし、「社会モデル」の場合は「個人モデル」のヘゲモニーを転換させるための戦略的な「強調」であったかもしれな

い。しかしいずれにせよ、「社会モデル」もまた、ディスアビリティを個人の属性とは無関係な社会の問題だとすることで、それが置かれた文脈に焦点を当てることができなくなっているのである。実際には、「不利益」は社会の障壁（のみ）によって生じるのでも個人の機能不全（のみ）によって生じるのでもない。特定の機能を持ったり持たなかったりする個人と、特定の価値を前提とし特定の能力を要求する社会との間の、特定の関係性として生じるのである。駅の階段がディスアビリティとして経験されるのは、車いす使用者がいるからでもそこに階段しかないからでもなく、車いす使用者と階段との関係、車いす使用者と階段を上って移動することに意味があり価値があるような社会との関係、そしてその階段を自力で上れる人とそうでない人との関係において、その階段を上れないことが「不利益」として感じられるからなのである。

3-2 関係性としての不利益

そこで本稿では、このように「不利益」を特定の関係性として捉える視角を採用する。すなわち、「社会モデル」は、ディスアビリティを、個人の外部としての社会に内属する障壁に起因する「不利益」と捉える枠組みではなく、個々の主体と社会との間の、あるいは複数の主体間の特定の関係性としての「不利益」について焦点化する枠組みであると、理解されるのである。ディスアビリティの原因を個人にとって外在的な社会に内属するものとして捉える見方は、それが批判的とした「個人モデル」の抱える認識的錯誤と同型の難点を含んでいる。そもそも「個人モデル」から「社会モデル」へというパラダイムシフトの意義は、問題の原因を個別の (individual) 主体に内属するものとする理解

を超越した点にあるのであって、その意味で本来「社会モデル」は問題を主体間の相互関係的な (social) 文脈に位置付けるものだったはずなのだ¹³。したがって、本稿の採用する立場はある意味で「社会モデル」の理論的枠組みに忠実なものであるといえる。

ただし、「不利益」をこのように理解すると、ディスアビリティ解消の戦略はより複雑なものにならざるを得ない。なぜなら、それはディスアビリティ解消の原理的可能性や望ましさについての問いをおしを迫ることになるからだ。以下でこのことを確認する。

「個人モデル」のように社会とは無関係な個人の機能不全に起因するものとしてディスアビリティを捉えた場合、その解消は個人の機能の「改善」によってなされるしかないし、従来の「社会モデル」のように個人とは無関係な社会の障壁に起因するものとしてディスアビリティを捉えた場合、その解消は社会の障壁の除去によってなされるしかない。そしていずれの場合も、それらは個々の文脈とは無関係に「正しい」こととされており、解消すべき「不利益」を選び出しさえすればその解消の方法はあらかじめビルトインされている¹⁴。従来の「社会モデル」において、ディスアビリティが社会の変革によって解消可能であり、それはすべての人にとって望ましいものであると主張され得たことは、このことと深く関連している。「障害者にとって住みやすい社会は誰にとっても住みやすい社会だ」といった言い方は、ディスアビリティの原因を個人とは無関係な社会に内属するものと捉えるならば、確かに無前提に成り立つ。「障壁」は個人とは無関係に (誰にとっても) 望ましくないのであり、その解消が障害者にとって望ましいのであれば、それはそのまますべての人にとっての望ましさを意味するのである。

ところが、個人と社会の特定の関係性として「不利益」を捉えた場合には、それを解消することの望ましさはそう単純に言えない。まずは、どのようにして「不利益」を解消するのかについて規範的な問いが発生する。「不利益」とは個人と社会との、あるいは複数の主体間の特定の関係性そのものだと考えるのだから、その解消の方途は一樣ではない。個人Aとその外的環境としての社会との間の特定の関係性が問題(「不利益」)だとして、それを解消する方法には個人の (personal) 働きかけもあれば社会の (societal) 働きかけもあり、またそれらの組み合わせにも多様なバリエーションがある。その中でどのような仕方に関係性を変化させるのかを選択することなしに、「不利益」を解消することはできない。つまり、「不利益」の解消自体は望ましいものだとしても、その解消のあり方の望ましさの問題は残るのであって、ある意味ではその選択のあり方次第で「不利益」の解消の望ましさそのものも脅かされることになるのである。

次に、当該の「不利益」について関係のあり方を変化させることによって、その他の関係性に影響を与え、それが新たな「不利益」を生む局面についても考慮する必要がある¹⁵。個人Aと社会との関係性を変化させることは、個人Bと社会、個人Aと個人Bとの関係性の変化をも同時に意味する。だとすれば、それらの関係性における正当性の問題に注意を払わなければ、「不利益」の解消の望ましさを論じることはできないことになる。障害者にとって住みやすい社会は必ずしも他の人にとって住みやすい社会であるとは限らないということだ。例えば、町の段差がなくなりエレベーターが整備されることは車椅子使用者にとって望ましいことであり「不利益」の解消だが、周囲の人にとっての

その意味はどうだろうか。車椅子使用者の移動が自由になり彼らと町で頻繁に出会うようになることによって、それを「邪魔」だと感じる人もいるかもしれないし、移動の自由が確保されたために彼らが労働市場に参入しやすくなることで労働条件が悪化する人もいるかもしれない。そしてこれらの「不利益」はいずれも、ある社会の可能状態（例えば車椅子使用者を排除するような社会）においては解消可能なものなのである。もちろん、こうした「不利益」の解消を道徳的に批難することはひとまず容易である。しかし、ここで指摘しておきたいのは、「不利益」の解消はあくまで特定の関係性におけるものであって、それをすべての人にとっての望ましさに安易に拡張してしまうのは誤りであり、そのような一般化はむしろディスアビリティ解消の主張を、様々な「不利益」の解消を求める「不利益をめぐる政治」の一部に埋没させることにつながるということである。

上で見たように、社会のあり方によって引き起こされる、したがって社会の変革によって解消可能な「不利益」は、いわゆる「障害」に関わるものだけではないし、それらについての利害は往々にして相互に対立する。一般的な「不利益」としてディスアビリティを理解してしまえば、その解消を目指す主張は様々な「不利益」をめぐる闘争に同等の資格で巻き込まれることになる。そのとき「障害」の一部としてのディスアビリティはもはや特に配慮されるべき「問題」ではなくなる。もちろんこうしたディスアビリティ理解が可能であることは否定しないが、少なくとも障害者の経験している特有な現象としてのディスアビリティに焦点を当てようとする本稿の目的にとって、そして恐らく障害学において探求されてきた課題にとっても、あまり適切ではないと思われる。我々が探求し

ているのは、障害者を障害者たらしめているような種類の「障害」についてであり、その中の主要な部分を占めるディスアビリティについてなのだ。この点において、従来のディスアビリティ理解は問題の焦点化に失敗していたといえる。

また、「不利益をめぐる政治」は「障害」の種類や程度に応じたさらなる対立の契機も内包している。社会的に解消可能な「不利益」は、ときとしてラディカルな変革を要しないような種類の「軽度」なものであり、さらに深刻な「重度」な「不利益」の解消は非常に困難だといえることがある。また論理的な解消可能性のレベルでは同等でも、「軽度」な「不利益」の解消の方が社会的に受け入れられやすい素地はあるだろう。なぜなら、多くの場合そうした「不利益」の解消の方が、多数派の利害とラディカルに抵触しないからだ。だとすれば、ディスアビリティ解消の主張が「不利益をめぐる政治」に巻き込まれることによって、本来最も配慮されるべき「重度」なディスアビリティが取り残されてしまう危険性があるのではないか。こうした点を踏まえれば、ディスアビリティ理論に求められるのは、ディスアビリティを他の「不利益」から差別化し、様々なディスアビリティの質的な差異について扱うことのできる性能なのである。

ここで指摘した「不利益」の一般化という問題は確かに、従来の「社会モデル」においてディスアビリティの原因が個人とは無関係な社会の障壁であると理解されてきたことから必然的に結果しているのではない。一般化の問題は、障害者の経験する「不利益」を他の「不利益」から差別化したり内部における質的な差異を把握したりするための基準を欠いていることに起因しているのだが、「不利益」の原因を社会に

求める立場からも、そうした基準を設定することは可能ではあろう。しかし、少なくともその枠組みにおいてそうした基準の設定は要請されはしない。ある「不利益」の解消は誰にとっても望ましいことだったのだから、その中で解消すべき「不利益」とそうでないものとを弁別する必要はない。むしろそうした区別は、すべての人にとっての望ましさを減退させるという意味で有害でさえあるということになるかもしれない。これに対して、特定の関係性として「不利益」を捉える枠組みにおいて、「不利益」の文脈依存性を前提とすることで、何らかの形で障害者の経験する「不利益」を特徴付ける必要性が、初めて明確に意識されるようになるのである。

4 ディスアビリティの同定問題——「不当」な不利益というアイデア

ディスアビリティを他の「不利益」と区別して把握しようとする議論は幾つかある。最も一般的で、我々の常識的な感覚にも適合するのは、ディスアビリティをインペアメントとの関連で捉える見方である。例えば、UPIAS (Union of Physically Impaired Against Segregation、反隔離障害者同盟) の定義では、「ディスアビリティとは、我々を社会における完全な参加から不必要に阻害し排除するという仕方、インペアメントの上に押しつけられる何物かである。」(UPIAS 1976: 14) とされており、インペアメントの存在が前提とされている。ここでは「個人モデル」のようなインペアメントとディスアビリティとの因果的連関という想定は拒絶されるが、ディスアビリティがインペアメントのある人の問題であることが示され、その点で他の「不利益」との弁別が可能になっている。この種の考

え方は、明示的にであれ暗黙にであれ、ディスアビリティの問題を扱う論者の多くに共有されている。しかし、本稿ではこの見方を採らない。それは、インペアメントはディスアビリティの存在から遡及的に疎呈されるものであると考えるからだ⁹⁹。障害学の知見によれば、社会において要求される価値との関連でディスアビリティが生じ、それを個人に帰責するためにある種の機能的特質に対してインペアメントという否定的な価値付けがなされたのであって、インペアメントはディスアビリティに先行して存在しているのではない。したがって、ディスアビリティの同定に当たってインペアメントの存在を要件とすることはできないのである。

そこで次に、「不利益」そのものの特性に着目してディスアビリティの同定について考えてみる。このアプローチは、少なくとも2つの方向性到大別できる。第一に、個別の状況における「不利益」の不当性に着目して、「不当」な「不利益」のみを解消すべきディスアビリティとして取り出そうとする議論であり、本節ではこれについて検討する。第二に、社会生活全般にわたる「不利益」の経験のされ方に照準してディスアビリティを同定するアプローチが可能であると思われる。これについては次節で若干の考察を行う。

「不当」な不利益／「正当」な利益をめぐる問いはある意味できわめて古典的なものであり、例えば財の分配のあり方について政治哲学の領域で活発な論争が行われているが¹⁰⁰、「障害」をめぐる文脈では本格的に論じられることが少ない¹⁰¹。もちろん障害者が被る「不利益」を「不当」なものとして特徴付けようとする言説は、障害者運動の主張やある種の啓発活動を含めて日常的に見られるものである。それらは例えば、「謂れない差別」を問題にし、当人

に責任がないことを不当性の理由とし、「人権」に反していることを告発したりする。しかし、そうした言説のほとんどは理論上の批判的検討に耐え得るものとはなっていない。例えば「謂れのない」こと、本人に責任がないことを主張の根拠とすれば、「謂れ」や「責任」がある部分（障害者の被る「不利益」の多くはそうしたものである）について問題化することができないし、「人権」の範囲やその根拠といった論争的な事柄についても説得的に論じなければならないはずなのだ（立岩 1997）。そこでここでは、「障害」をめぐる問題群を念頭にこの種の問いに本格的に取り組んでいる立岩の一連の議論（立岩 1997, 2001, 2004）を手がかりに、考察を進めることにする。

例えば、次のような例について考えてみよう⁹⁹。ある会社が1人分の労働を必要としており、それに対してA、Bの2名が求職していたとする。Aには「障害」があり働くための環境整備にコストがかかるが、環境が整備されればAとBの生産性は同じである。では、このとき、(1)会社がBだけを雇うこと、(2)AとBを半分の労働時間、半分の賃金で雇うこと、(3)Aだけを雇うこと、から帰結する「不利益」は許容されるか¹⁰⁰。(1)の場合に「不利益」を被るのはAである。Aは会社との関係において「働けない」状態にあり、Bとの関係において「同じ能力」¹⁰¹を持っているにもかかわらず異なる取り扱い方をしている。そこでこの「不利益」を解消するためには、(2)や(3)の状態が目指されることになる。しかし、それらの状態においても「不利益」は生じている。(3)では(1)と全く逆の形でBが「不利益」を被ることになるし、(2)ではA、B双方において「半分しか働けない」という状態が現出することになる。つまり、#つの状態は「不利益」の有無という基準によつ

ては区別することができず、ある状態を望ましいものとする場合には生じている「不利益」に関する正当性の基準について考える必要があるのだ。

これについて立岩（立岩 2004）の示す「存在の承認」という基準を手がかりに考えれば、次のような結論が導かれることになる¹⁰²。すなわち、(1)と(3)の場合の「不利益」は「不当」であり(2)の場合は許容されるというものだ。まず、「私がただ私であるというだけの存在でいられること」（立岩 2004）の承認が基本的な価値であるとするれば、人の能力によって異なる取り扱いをするというのは本来避けられるべきことであって、生産の必要量の確保という観点からそれがやむを得ない場合でも、その目的に照らして最小限に抑えなければならない。だとすると、(1)の場合に生産と本来無関係な属性（対応にコストを要するような「障害」）を能力評価の対象にすることは、その人の存在のあり方を規定し「存在の承認」に反するという意味で不当であり、認められない。そして評価の対象としてもかまわない能力についてはAとBに差はないのだから、評価の対象とすべきでない部分を評価することなしに、どちらかを雇用しどちらかを雇用しないという選択をすることは論理的に不可能だということになり、ゆえに(1)も(3)も「不当」である。他方、(2)は評価してもかまわない（やむを得ない）能力についてのみ評価がなされている点で、(1)や(3)とは異なる。この種の「不利益」は、機能的な理由から正当化ないし許容される。会社は生産のための組織だから、生産が社会的に必要とされている限りにおいて、その必要量の確保のためにある種の評価をする（そしてその結果として「不利益」を生じさせる）ことが認められるのだが、その必要を超えて「不利益」を生じさせることは認められな

いのである。

さて、以上の論理構成について確認しておけば、まず「不利益」の正当性の基準として「存在の承認」を立て、それがやむを得ず侵害される場合に「限定的な機能性」を補完的に参照する、という構図になっている。「存在の承認」からは、他者の存在を毀損しない限り基本的にいかなる「不利益」も許容されないが、必要なものの生産という目的に限って機能的な観点からある種の「不利益」は許容しようというのである。しかし、このようにして「不当」な「不利益」を同定するアプローチの正否は、社会的に必要なものの生産をどのように捉えるかに依存する。社会的に必要とされるものの中には、人間の生存の物理的条件があること（食べ物があること等）のようにほぼ絶対的なものもあれば、その社会、その時代において価値があるとされるもののように文化相対的なものもある（立岩 1997, 2002）。このように社会的に必要とされるものの範囲に幅があるのだから、生産にとっての機能性から許容される「不利益」も多様であり得るということになる。例えば、会社という組織の機能を狭義の生産（人間の生存のための財の生産）のみならず人々の幸福の増大といったことに拡張して考えれば、そこで必要なものを生産するための能力評価はかなりの程度拡張され得ることが分かる²⁴。つまり、このアプローチにおいてディスアビリティとして同定される「不利益」は逆にきわめて狭い範囲に限定されてしまう危険性があることになる。

さらには、この論理の内部では、社会生活全体の中で「不利益」がどのように、またどの程度経験されることになるのかを問題にすることはできない。これはあくまでも個別の状況における「不利益」について正当性の基準を与えらるものなのだ。個別の状況における「不利益」

が「正当」なものであったとしても、社会の構成のされ方によっては特定の人が集中的に「不利益」を経験するということが起こり得るのだが、それはどのように考えるべきなのか。例えば、身体的に「有能」であることがいたるところで求められるような社会では、インペアメントのある人はいたるところで「正当」に「不利益」を経験し得ることになるのではないか。特に、この点はこのアプローチの抱える重大な難点であると考えられる。

5 ディスアビリティ理解の再編——もう一つの形

これらを踏まえて、本稿ではディスアビリティの同定のための第二のアプローチの可能性に言及したい。すなわち、社会生活全般にわたる「不利益」の経験のされ方を問題にするということである。個別の状況における「不利益」の不当性も確かに重要なのだが、むしろ障害者の生活の中で「不利益」が問題になるのは、社会生活全般にわたって様々な「不利益」を経験することそのものなのではないか。もしそうだとすれば、障害当事者のリアリティに光を当てようとする障害学におけるディスアビリティ理解は、この点に照準を合わせる必要があると思われる。

どのような「不利益」の経験のされ方をディスアビリティとして同定するかについては様々な定式化があり得るだろうが、ここでは暫定的に、ある個人に多くの「不利益」が複合的で恒常的な形で集中する状態、と考えておこう。このように捉えた場合、ディスアビリティの解消とは特定の個人に「不利益」が集中するのを回避することである。特定の個人に「不利益」が集中する原因としては、(a) その人が様々な

事柄それぞれについて「できない」状態にあること、(b) 1つのことが「できない」ことが他の領域にまで拡張されていく仕組みが社会にあること、が考えられる。

(b) については、この領域を越えた「できないこと」の拡張の是非が焦点になる。ウォルツァーは、複合的平等に関する議論を展開する中で、ある財が優越的な地位を占め、それが他の財の配分に転換されることは不正であると主張する (Walzer 1983 = 1999)。つまり、何かができること、何かを持っていることはひとまずそれだけのことであり、そのことで他の点で有利になることは不当であるというのだ。同様のことは、ディスアビリティをめぐる文脈で立岩も示唆している (立岩 1997, 2002)。「生きていられること」という目的のために「働けること」や「手足を動かせること」が手段として要求されるとしたら、それは社会のあり方の問題に過ぎない。「生きていられること」という目的実現のための手段が多様であり得ることを認めるならば、「働けないこと」や「手足を動かさないこと」を「生きていられないこと」へと結び付けてしまう社会の規則に正当性はない。これらを踏まえると、「不利益」の集中を回避するという意味でのディスアビリティの解消は、複数の「不利益」を恣意的に結びつけている社会の規則を解体することによって目指すことができる。働いて得たものの範囲内でのみ自己決定が認められるとされてきた「労働」と「自己決定」との結び付きに対して、その解体を主張してきた自立生活運動の取り組みは、この文脈に位置付けられるだろう²⁴。これはディスアビリティ解消に向けての1つの現実的な回答なのである。

こうした対処によっては処理し得ない (a) については、個別の「不利益」の解消のあり方

をめぐる問いを再度引き寄せることになるが、上記のディスアビリティ理解に立った場合、ある種のアファーマティブ・アクション的な対処も、個別の「不利益」の正当性とは独立に許容されることになるだろう。例えば、前節で例示した(3)のケースは、個別の状況に定位して考える限り(1)と同型であり、(1)を「不当」と見なす根拠によって同様に「不当」とされた。しかし、「不利益」の集中を問題にする本節のアプローチでは、他の状況における差異によって(1)と(3)の判断が異なるものになり得る。社会生活全般にわたってAが「不利益」を集中的に経験しているのならば、(3)は正当化される可能性があるということである。

最後に、「不利益」の集中の回避というディスアビリティ解消戦略に対して、3節で行った「不利益」の再定式化が与えるインパクトについて確認しておきたい。個人と無関係な社会の障壁に起因するものとして「不利益」を捉える従来の理解は無基準に「不利益」を一般化する傾向を持っており、あらゆる「不利益」を解消すべきものとして把握するから、究極的に目指されるのはあらゆる「不利益」の解消であって、「不利益」の集中の回避という主張が現実的にはなされ得るとしても、それはあくまでも過渡的で不十分なものに過ぎない。これに対して、特定の関係性として「不利益」を捉える本稿の立場では、何らかの「不利益」の存在は常態として前提されているから、「不利益」の集中の回避こそが目指される目的であるということになる。すなわち、「不利益」の再定式化を経ることによって、「不利益」の集中の回避という主張はディスアビリティ解消戦略の中で重要な位置を与えられることになったのである。

6 おわりに

本稿では、従来の「社会モデル」理解において、ディスアビリティが社会に内属する障壁に起因するものとして、また個別の社会的活動に定位する形で把握されてきたことを批判して、特定の関係性として現れる「不利益」が特殊な形で個人に集中する現象としてディスアビリティを捉える見方を提示した。これによって、ディスアビリティを「障害」の経験の重要な一部として同定し、その解消のあり方を探るという課題に対して一定の貢献をなし得るものと考えられる。ただし、どのような形式の「不利益」の集中をディスアビリティとして同定するのかについては、より具体的な文脈に即した考察を要する課題であり、別稿でさらに検討したい。

また、本稿では「不利益」の集中の仕方に着目することの重要性を強調したが、個々の「不利益」の正当性の問題を完全にカッコに入れることはやはり適切でないように思われる。この点についても、実効的な規範のあり方を含めてさらなる探求が求められる。

注

- (1) 1980年前後にイギリスで確立された障害学は、90年代末に日本にも広く紹介され、日本の障害者運動の歴史を踏まえて独自の発展を遂げつつある。2003年には学会も設立され、社会学をはじめとする様々な分野の研究者の注目を集めている。日本の障害学の端緒を開いた著作として石川・長瀬編(1999)、現在の到達点を示すものとして石川・倉本編(2002)がある。
 - (2) 本稿におけるインペアメント・ディスアビリティの概念の使用は、基本的にイギリス障害学におけるそれらの用法を参考に行っている。インペア
- ント・ディスアビリティの概念の整理については佐藤(1992)を参照。なお、本稿で扱うディスアビリティは、基本的に公的な制度ないし構造を介して与えられる制度的ディスアビリティであるが、これとは区別されるものとして、内面化した規範や他者の眼差しを意識することによる自己抑制から帰結する非制度的ディスアビリティも存在し、これもまた社会学的に重要なテーマである。
- (3) 「個人モデル」は「医療モデル」・「医学モデル」とも呼ばれている。本稿では、「社会モデル」の対概念としては「個人モデル」が適当であり、「医療モデル」・「医学モデル」はその医療化の側面に特に照準したものだとするオリバー(Oliver 1996b)の見解を基本的に支持する。
 - (4) 厳密に言えば、変革後の、社会がすべての人にとって以前の社会より望ましいものだったとしても、そのために大きなコストがかかる場合には、その支払いを行う人にとっては変革に反対する「合理的」な理由があることがある。しかし、このようなケースはそれほど一般的でないと考えられ、むしろ変革後の社会がある人にとって「望ましくない」という問題が重要であると考えられる。
 - (5) いわゆる「できる」障害者にとっての「不利益」解消の主張が、その社会的影響力の強さのために、より基本的なニーズについての「不利益」解消の主張よりも優先されるということは、十分にあり得ることである。ある意味では、ADA(Americans with Disabilities Act、障害を持つアメリカ人法)についての花田の批判的見解(花田 1991)もこの点を指摘したものといえる。
 - (6) 例えば、「……あらゆる人にどのような程度かできないこと＝障害 disabilities がある」(立岩 1997)というような言い方も可能ではある。しかし、本稿ではこうした立場を採らず、ディスアビリティをある種の特異な現象として特徴付けることで、ディスアビリティについて特に問題化する

ことの社会的・社会学的意義を主張することが企図されている。

- (7) オリバーも両者の分岐点はディスアビリティの性質ではなく原因をめぐるものだという立場から、「WHOの枠組みでは、病気が障害者の経験する不利益と因果的に関連しているとされているが、DPIの枠組みでは、そうした因果的な結びつきはなく、ディスアビリティは完全に社会的なものとするのだ。」(Oliver 1996a)と論じている。
- (8) これはWHOが示したICIDH (International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps、国際障害分類)の定義である。なお、この定義自体はハンディキャップ (handicap) についてのものだが、イギリス障害学では基本的にそれをそのままディスアビリティに読み替えて議論を展開しているので、本稿でもそれに順じた。
- (9) ここで「不利益」には2つの水準があることを指摘しておきたい。1つは、「働けない」といったことのように、個人と社会との関係において社会的活動そのものが「できない」という意味での「不利益」であり、もう1つは、「○○のように働けない」といったことのように、他者との関係における相対的な「不利益」である。この後者については、その比較対象は様々に設定し得るから、最も有利な立場にある状況を除くすべての場合に、この意味での「不利益」を経験し得ることになる。特に「障壁」に原因を求めるディスアビリティ理解においてはこの後者の水準の「不利益」が見落とされがちなのだが、例えばDPIの定義の中にも「他者と等しいレベル」という文言があり、この水準の存在を示唆してはいる。ただし、「不利益」のこの2つの水準は相互に影響関係を持っている。後者の水準で「不利益」を経験すると前者の水準でも「不利益」を感じるようになるだろうし、前者の水準での「不利益」が軽減されることで逆に後者の水準の「不利益」にセンシティブに

なるということも考えられる。あくまでもこの区別は分析的なものである。

- (10) これは「リハビリテーション・イデオロギー」などとして、障害学の中で批判の対象とされてきた考え方である。障害者の生活が「回復」の合理的な見込みとは無関係に強力に医療化されてきた現実について、安積 (1990) 等に記述がある。
- (11) また、倉本はこの立場からWHOのICF (International Classification of Functioning, Disability and Health、国際生活機能分類)を批判して、「ICFは、医療モデルと社会モデルの統合をうたっているが、そのようなことは論理的に不可能である。たとえ、環境因子を導入し、各要素間の関係を複線的なものにしたところで、社会的不利益の発生に生物学的/医学的な意味での身体の間与を認める限り、それは別バージョンの医療モデル/個人モデルでしかない。」(倉本 2002)と主張している。しかし、こうした「社会モデル」受容には幾つかの例外があることにも留意しておく必要がある。例えば立岩は、「社会モデルの主張が意味のある主張であるのは、それがその人が被っている不便や不利益の「原因」をその人にでなく社会に求めたから、ではない。(中略) 核心的な問題、大きな分岐点は、どこかまで行けるという状態がどのように達成されるべきかにある。二つのモデルの有意義な違いは、誰が義務を負うのか、負担するのかという点にある。」(立岩 2002)と述べ、その解消の仕方についての規範的な含意を読みこんだ理解を提示している。ただ、ここではディスアビリティとは何かという認識論的な主題に焦点を当てているので、これについては扱わない。
- (12) これは、障害学の初期の代表的論者であるフィンケルシュタイン (Finkelstein 1981) が提示したものである。
- (13) この点は、オリバーの議論 (Oliver 1996b) の一部にも見出すことができる。しかし、多くの文脈

においては「社会的 (social)」という語が個人の外部としての社会 (society) について用いられており、その区別は必ずしも明確でない。また、前述のように日本の「社会モデル」受容においては、この点は全く看過されている。

- (14) ただし、ディスアビリティの解消の方途が定まっていたとしても、現実にそのように社会を変革することは容易でないということは、改めて強調しておくべきだろう。
- (15) これは、「ディスアビリティの更新」という原理的な問題の存在を示唆する。すなわち、個人Aと社会との関係における「不利益」を解消することによって、個人Bと社会との間で「不利益」が生じる可能性があり、さらに個人Aと個人Bとの関係性における新たな形式の「不利益」を論理的に帰結するのだ。この構造については、「労働」や「自立」の文脈において星加 (2003) でやや詳しく論じた。
- (16) フィンケルシュタインは、資本主義的生産の必要から「障害者」というカテゴリーが発明され、さらに個々の障害が医学的に分類されていったことを指摘している (Finkelstein 1980 = 2000)。
- (17) ロールズの議論 (Rawls 1971 = 1979) を受けて、ノージック (Nozick 1974=1985)、セン (Sen 1992=1999)、ドゥオーキン (Dworkin 2000=2002) 等がそれぞれの主張を展開している。
- (18) ロールズ、セン、ドゥオーキンといったリベリズムの論者たちの議論においても、ある種の「障害」の問題は埒外に置かれる。この点については田中 (2001) も指摘している。

(19) この事例は、立岩 (2001) で探求されている論点を参考にして、本稿の議論の文脈に合わせて仮想的に構成したものである。

(20) このとき、どの状態においても基本的な生活に必要な財が再分配されることは前提である。

(21) もちろん「同じ能力」という際に、どのような指標でどのような能力を測るのかということ自体が論争的なテーマである。立岩 (2001) も、労働における本質的・中核的な要素が何であるのかは論争的であり、その前提にある規範の問題であることを指摘した上で、障害者の労働の権利を擁護する議論を行っている。ただ、ここでは能力の構成要素を様々に定義し得ることを前提に、少なくともその1つのバージョンにおいて「同じ」と考え得るということ表現しているに過ぎない。

(22) この部分の論理は立岩自身が明確に展開しているものではなく、彼の理論体系に内在的に本稿において再構成されたものなので、必ずしも立岩の意図を正確に反映していない可能性があることに留意されたい。

(23) 「幸福」の構成要素は様々に定義し得る。極端な場合、ある種の外見を持った人間が増えることをその要素とすることも可能であり、その際生産に必要な能力評価の対象には、外見についてのものも含まれることになる。

(24) 「労働」と「自己決定」が結びつけられてきた仕方については星加 (2003)、また、従来の私的所有権的な「自己決定」と自立生活運動において主張された「自己決定」との異質性については星加 (2001) を参照。

文献

- 安積純子, 1990, 「〈私〉へ——30年について」安積純子他編『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤原書店。
- 安積純子・尾中文哉・岡原正幸・立岩真也編, 1990, 『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』藤

原書店.

Barnes, Colin and Geof Mercer, 1996, *Exploring the Divide*, Leeds: The Disability Press.

Disabled People's International, 1982, *Proceedings of the First World Congress*, Singapore.

Dworkin, Ronald, 2000, *Sovereign Virtue: The Theory and Practice of Equality*, Harvard University Press. (= 2002, 小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社.)

Finkelstein, Victor, 1980, *Attitudes and Disabled People: Issues for Discussion* New York: World Rehabilitation Fund. (= 2000, 長瀬修訳「障害(ディスアビリティ)の共通性」倉本智明・長瀬修編『障害学を語る』エンパワメント研究所.)

———, 1981, "To Deny or not Deny Disability," A. Brechin ed., *Handicap in a Social World*: 34-6.

花田春兆, 1991, 「ADA やぶにらみ」八代英太・富安芳和編『ADA (障害をもつアメリカ人法) の衝撃』学苑社, 122-30.

星加良司, 2001, 「自立と自己決定——障害者の自立生活運動における『自己決定』の排他性」『ソシオロゴス』25号, 160-75.

———, 2003, 「『障害の社会モデル』再考——ディスアビリティの解消という戦略の規範性について」『ソシオロゴス』27号, 54-69.

石川准, 2002, 「ディスアビリティの削減、インペアメントの変換」石川准・倉本智明編『障害学の主張』明石書店, 17-46.

石川准・倉本智明編, 2002, 『障害学の主張』明石書店.

石川准・長瀬修編, 1999, 『障害学への招待』明石書店.

倉本智明, 2002, 『身体というジレンマ——障害者問題の政治化はいかにして可能か』好井裕明・山田富秋編『実践のフィールドワーク』せりか書房, 189-205.

倉本智明・長瀬修編, 2000, 『障害学を語る』エンパワメント研究所.

中西正司・上野千鶴子, 2003, 『当事者主権』岩波書店.

Nozick, Robert, 1974, *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books. (= 1985, 嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社.)

Oliver, Michael, 1996a, "Defining Impairment and Disability: Issues at Stake," Colin Barnes and Geof Mercer, *Exploring the Divide*, Leeds: The Disability Press, 29-54.

———, 1996b, *Understanding Disability: From Theory to Practice*, New York, St. Martin's Press.

Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Harvard University Press. (= 1979, 矢島鈞次・篠塚慎吾・渡辺茂訳『正義論』紀伊國屋書店.)

佐藤久夫, 1992, 『障害構造論入門——ハンディキャップ克服のために』青木書店.

Sen, Amartya, 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (= 1999, 池本幸生・野上裕・佐藤仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店.)

田中紗織, 2001, 「障害と道徳——身体環境への配慮」千葉大学文学研究科人文科学専攻修士論文.

立岩真也, 1997, 『私的所有論』勁草書房.

———, 2001, 「できない・と・はたげない——障害者の労働と雇用の基本問題」『季刊社会保障研究』37巻

3号, 208-217.

——, 2002, 「ないにこしたことはない、か・1」石川・倉本編『障害学の主張』明石書店, 47-87.

——, 2004, 『自由の平等——簡単に別な姿の世界』岩波書店.

Union of Physically Impaired Against Segregation, 1976, *Fundamental Principles of Disability*, London.

Walzer, Michael, 1983, *Spheres of Justice: A Defence of Pluralism and Equality*. New York: Basic Books. (= 1999, 山口
晃訳『正義の領分——多元性と平等の擁護』而立書房.)

World Health Organization, 1980, *International Classification of Impairments, Disabilities and Handicaps*.

八代英太・富安芳和編, 1991, 『ADA (障害をもつアメリカ人法) の衝撃』学苑社.

好井裕明・山田富秋編, 2002, 『実践のフィールドワーク』せりか書房.

(ほしか りょうじ、東京大学大学院、hoshi@m5.people.or.jp)

What is Disability?

On Meaning and Positioning of Disadvantage

Hoshika Ryoji

In the framework of "social model of disability", it is generally thought that disability is a disadvantage experienced in social activities, and is caused by social barriers. In this paper, we aim to reexamine this idea on two levels. First, we will propose the perspective that acknowledges disadvantages as particular relationship between individuals and society, not as caused by social barriers unrelated to individuals. Second, we will demonstrate that it is necessary to focus on not only a disadvantage in a social activity, but also experience of disadvantages in social life as a whole.